

令和7年9月以降に新規登録される方の 等級格付について

東京電子自治体共同運営での新規登録を行い、令和7年9月以降に入札参加資格が発生する事業者への等級格付は、下記のとおり取り扱います。

記

1 格付対象とする事業者

江戸川区内に本店を有し、格付対象の業種を申請業種として登録しているもの。

2 格付する業種及び等級

各業種とも以下の等級を格付します。

業 種	格付する等級
土木工事、建築工事	E
電気工事	D
給排水衛生工事、空調工事、塗装工事、造園工事	C

土木工事：道路舗装工事、橋梁工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事を一括して土木工事として格付します。

なお、原則として1事業者につき1業種の格付を行いますが、以下に該当する場合は、当該の2業種に格付できるものとします。

土木工事及び建築工事を登録している場合

給排水衛生工事及び空調工事を登録している場合

3 適用期間

令和7年9月以降随時～令和9年9月30日

4 等級格付申請

等級格付を希望する事業者は、「江戸川区建設工事競争入札 新規等級格付申請書」を提出してください。

なお、東京電子自治体共同運営の登録有効期限切れにより新規登録する場合は、「江戸川区建設工事競争入札 格付継承申請書」を提出してください。前登録時の格付を継承することができます。

5 格付の取消

以下の場合には格付を取り消します。

破産、会社更生法、民事再生法の申請を行い、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営出来ない状況で区長が経営不振と認める場合。
格付を付された者が、区外に転出した場合。

総務部契約課契約係

電話 03-5662-1005（直通）